

法曹人口問題

法曹人口政策に関するさらなる検証を求めます！

日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針」の問題

日弁連は、2022年3月17日付で「法曹人口政策に関する当面の対処方針～司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果～」(以下「対処方針」といいます。)をとりまとめ、「現時点において、司法試験の合格者数に関して、更なる減員を提言しなければならない状況にはない。」としました。

しかし、対処方針には、以下のとおり多くの問題があります。

1 訴訟外事件の需要が拡大していますか？

対処方針は、弁護士の業務量について「交渉等や予防法務等の訴訟外事件及び業務に係る業務量が増加しているものと考えられる。」といます。しかし、実際は「非紛争案件の中でも特に契約関連案件については、(略)東京の件数の多さが際立っていた」(自由と正義「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2020」196ページ)ということです。本当に、訴訟外事件の需要が拡大しているのでしょうか？

2、弁護士の所得は減少傾向にないのでしょうか？

弁護士の所得の中央値は、1200万円から600万円に半減しています。ところが、対処方針は、600万円が700万円になったことをもって、「この数年は所得の増加もみられる」「弁護士が増えると収入・所得が減るという関係には必ずしもない」と強弁しています。

3、業務拡大と人的基盤の拡大、どちらが先ですか？

対処方針は、「人的基盤の拡大によって訴訟外業務、予防法務等が大きく拡大しつつあり(略)この途上にある現段階においては(略)更なる減員を提言しなければならない状況にはない。」としています。しかし、先に人を増やしてから業務を拡大するのですか？司法改革がはじまってから弁護士の所得の中央値はすでに半減しています。日弁連は会員に、さらなる過当競争を耐え忍べというのでしょうか？

4、司法試験合格水準の客観的検証が不十分では？

対処方針は「司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果」ですから、近年の法曹志願者の減少・司法試験受験者数の激減・司法試験合格率の急上昇を踏まえた、司法試験合格水準の客観的な検証が必要でした。ところが、対処方針では「マインド」等の客観的検証が困難な視点を加えることによって、司法試験合格水準の客観的検証の比重を軽くしてしまったのではないのでしょうか？

5、全国の各単位会の意見を軽視？

対処方針「案」の段階での意見照会の結果、全国52単位会の過半数に当たる27会が「反対」又は「賛成しない」と回答しました。しかし、日弁連は、こうした単位会の意見を押し切って対処方針を決めてしまいました。こうした単位会の意見を軽視する決定方法は強い非難を免れません。

持続可能な弁護士のために、さらなる検証を求めます！！

対処方針は、あくまでも「現時点において」のものです。しかし、弁護士の平均活動期間は43年とされています(弁護士白書)。つまり、弁護士を生業として人権擁護活動を続けていくためには、40～50年後を見据え、法曹需要等の弁護士をとりまく状況を考えなくてはなりません。対処方針は、こうした長期的な視点を決定的に欠いています。

従って、対処方針とりまとめの後も、長期的な視点から法曹人口政策を問い直す必要があり、日弁連は、その立案のための検証を続けなくてはなりません。こうした検証こそが弁護士を持続可能にするためには必要です。



活動資金のカンパをお願いします



(振込口座) 三井住友銀行伊丹支店 普通預金「5055933」

カエヨウカイ カイケイ タケモトユカコ
「変えよう会 会計 武本夕香子」

チェンジ日弁連

